給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第１号

北海道天塩郡豊富町字豊富東２条２丁目　一町内団地Ｂ棟202号
再生債務者　大宮　秀昭
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月14日　旭川地方裁判所稚内支部

平成２４年（再ロ）第１号

宮城県加美郡加美町字新小路43番地３
再生債務者　伊藤　敦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月13日　仙台地方裁判所古川支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１００８５号

東京都練馬区旭丘２－15－１大岩方202
再生債務者　遠藤　春男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月14日　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００８６号

東京都世田谷区等々力７－５－３－201
再生債務者　木村　秀樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月14日　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１６号

堺市西区浜寺諏訪森町東１丁19番地３　諏訪ノ森ガーデンハウス312号
再生債務者　長井　俊裕
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月14日　大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第６号

熊本市東区戸島西１丁目29番31－506号　トーカンマンション健軍東壱番館
再生債務者　甲斐　修一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年２月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月15日　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（再ロ）第６号

佐賀県佐賀市神野西３丁目２番28号
再生債務者　池田　益規
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成25年１月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年２月12日　佐賀地方裁判所民事部破産係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年二月十五日に終了しております。また、甲は平成二十五年四月一日をもって、商号を東北ノーマ株式会社に変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）平成二十四年六月二十七日付官報一〇二頁（号外第一四〇号）
（乙）平成二十四年六月二十七日付官報一〇二頁（号外第一四〇号）
平成二十五年二月二十六日
仙台市太白区郡山七丁目一一番一二号
（甲）東北防災プラント株式会社
代表取締役　庄子　邦夫
仙台市太白区郡山七丁目一一番一二号
（乙）東北ノーマ株式会社
代表取締役　本田　聡

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~MA-file/
（乙）http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~MA-file/
（丙）http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~MA-file/
平成二十五年二月二十六日
福島県郡山市長者一丁目三番八号
（甲）株式会社東海日動パートナーズ郡山
代表取締役　加藤　直樹
福島県福島市鳥谷野字岩田三五番地の一
（乙）株式会社東海日動パートナーズ福島
代表取締役　志賀　正浩
福島県相馬市馬場野字山越五番地
（丙）株式会社東海日動パートナーズ・コスモス
代表取締役　山本　博省

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年四月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年二月十八日に終了し決議されました。乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十四年九月二十一日
掲載頁　三十九頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年二月十八日
掲載頁　五十五頁（号外第三十号）
平成二十五年二月二十六日
東京都中央区日本橋横山町七番一八号
（甲）株式会社ガイア
代表取締役　荒井　晃広
東京都練馬区貫井一丁目二八番二号
（乙）株式会社ラッキーセブン
代表取締役　荒井　晃広

合併公告

左記会社は、平成二十五年三月三十一日を効力発生日として、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法に基づく有価証券報告書を提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十九日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三三号）
平成二十五年二月二十六日
東京都千代田区丸の内一丁目一番一号
（甲）三菱レイヨン株式会社
代表取締役　越智　仁
東京都港区芝一丁目六番一〇号
（乙）ダイヤニトリックス株式会社
代表取締役　亀井　泰憲

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月二十九日
掲載頁　一七四頁（号外第一四三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年六月十四日
掲載頁　六十一頁（号外第一二九号）
平成二十五年二月二十六日
東京都大田区羽田空港一丁目七番一号
（甲）ＡＮＡビジネスクリエイト株式会社
代表取締役　大保　正文
東京都港区東新橋一丁目五番二号
（乙）ＡＮＡラーニング株式会社
代表取締役　森永　裕